

3 源泉所得税

(3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	人	千円	千円	人	千円
※ 2,805,473	150,832,145	30,166,429	10,194	10,587,790	
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	—	49,307	7,395	—	2,000
計	—	※ 150,881,452	30,173,824	—	※ 10,589,790

調査対象等：配当等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（支払調書）」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

（注） この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(4) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
信 用 取 引 等	5,250,680	1,050,136
転 換 社 債 等	677,965	135,593
そ の 他 の 上 場 株 式 等	57,343,825	11,468,765
計	63,272,470	12,654,494

調査対象等：平成14年2月から平成15年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	14 年 / 13 年	
	人	千円	千円	%	
法第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	243,070	22,547,371	2,415,918	85.9
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	357,201	182,967,666	23,413,469	94.5
	診 療 報 酬	14,532	271,984,031	24,113,119	93.9
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	78,967	128,067,700	8,571,822	95.2
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金	14,582	7,806,453	752,906	94.2
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	11,649	23,300,885	1,366,373	115.2
	契 約 金 ・ 賞 金	1,271	4,391,862	244,329	66.1
	小 計	721,272	641,065,968	60,877,936	94.2
法第 203条の2該当（公的年金等）	98,137	109,262,172	1,105,804	77.3	
法第 207条該当（生命保険契約等に基づく年金）	209,062	75,412,781	759,346	239.3	
法第 174条該当（芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金）	2,333	13,021,522	1,239,174	116.7	
計	※ 1,030,804	※ 838,762,443	※ 63,982,261	94.9	
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—	

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金等の支払調書）」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

（注） この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	14 年 / 13 年
人	千円	千円	千円	千円	%
6,318	2,790,780	976,773	164,210,715	31,143,202	92.8
—	201,258	30,194	252,565	37,589	60.3
—	※ 2,992,038	1,006,967	※ 164,463,280	※ 31,180,791	92.7

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の 軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は 免税分	総 額		適用の内容	人 員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公社債・預貯金の利子等	—	289,676	—	289,676	35,917	租税特別措置法 又は租税条約の 適用を受けたもの	—	—	—
利益又は利息 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分 配、特定証券 投資法人の投 資口の配当 等、公募・私 募証券投資信 託の収益の分 配及び特定株 式投資信託の 収益の分配	一般分 源泉分離選択 課税適用分 小 計	39,534 — 39,534	19,443,804 — 19,443,804	212,363 19,656,167	3,091,712 — 3,091,712	租税条約の適用 を受けたもの	26,726	15,548,208	2,312,566
匿名組合契約に基づく収益の分配	—	63,353	—	63,353	6,263		—	—	—
給 与 ・ 賞 与 等	9,138	5,582,623	6,433,388	12,016,011	938,860	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
退 職 所 得	20	240,082	—	240,082	30,752	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
役 務 の 報 酬	1,725	2,166,323	57,179	2,223,502	428,983	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
工業所有権その他の技術に関する権利 等の使用料又はその譲渡による対価	490	38,984,101	160,450	39,144,551	3,912,171	租税条約の適用 を受けたもの	318	23,883,194	2,385,091
著 作 権 の 使 用 料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	137	760,223	18,637	778,860	91,365	租税条約の適用 を受けたもの	125	607,727	60,866
貸 付 金 の 利 子	319	356,314	—	356,314	36,121	租税特別措置法又 は租税条約の適用 を受けたもの	284	351,311	35,128
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定 又は航空機、船舶の貸付による所得	187	219,699	1,267	220,966	40,716	租税条約の適用 を受けたもの	6	3,536	352
機 械 等 の 使 用 料	3	707,370	—	707,370	67,591	租税条約の適用 を受けたもの	1	46,620	4,662
土地等の譲渡による対価	92	4,233,291	—	4,233,291	420,913		—	—	—
人的役務提供事業の対価	271	2,616,455	339,332	2,955,787	389,627	租税条約の適用 を受けたもの	3	1,877,559	281,633
生命保険契約等に基づく年金	51	33,843	—	33,843	914		—	—	—
賞 金	54	29,996	—	29,996	5,211	租税条約の適用 を受けたもの	—	—	—
合 計	—	75,727,153	※7,222,616	※82,949,769	※9,497,116	計	27,463	42,318,155	5,080,298

調査対象等：平成15年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」等に基づいて作成した。

（注）この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。